

## 石川県公報

令和6年12月24日(火曜日)

号 外

(第79号)

## 目 次

規 則		告 示	
○宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(建築住宅課)	1	○宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指	
○講習手数料の徴収に関する規則(警察本部)	20	定(砂防課)	21
		○石川県土採取指導要綱の一部改正(同)	23

## 規 則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県知事 馳 浩

## 石川県規則第三十四号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(身分証明書の様式)

第三条 法第七条第一項(法第二十四条第二項及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項の証明書の様式は、別記様式第一号によるものとする。

(同意を得たことを証する書類の様式)

第四条 省令第七条第一項第十号及び同条第二項第八号の書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

(工事の申請書等の添付書類)

第五条 省令第七条第一項第十二号及び同条第二項第十号、第五十八条第一項第二号及び同条第二項第二号並びに第六十三条第一項第二号及び同条第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 工事主の主たる取引金融機関が発行する預金残高又は融資が行われたことを証する書類
- 最近三年度の所得税の納税証明書(工事主が法人の場合にあつては、最近三事業年度の法人税及び法人事業税の納税証明書並びに事業経歴書)
- 工事主が宅地建物取引業法(昭和三十七年法律第七十六号)第二条第二号の宅地建物取引業を営むものである場合にあつては、同法第三条第一項の免許を受けていることを証する書類
- 盛土、切土若しくは土石の堆積をする土地の面積が一万平方米を超える工事又は擁壁等(排水施設を除く。)を設置する工事にあつては、工事施行者の登記事項証明書及び事業経歴書並びに工事施行者が建設業法(昭和二十四年法律第五号)第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
- その他知事が必要と認める書類

(工事の着手の届出)

第六条 工事主は、法第十二条第一項の許可を受けた工事(法第十五条第一項の規定により許可を受けたものとみな

された工事を含む。)又は法第三十条第一項の許可を受けた工事(法第三十四条第一項の規定により許可を受けたものとみなされた工事を含む。)に着手したときは、速やかに、別記様式第三号による届出書により知事に届け出なければならない。

#### (工事の協議)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項又は第三十四条第一項の協議をしようとする者は、別記様式第四号による申出書に、省令第七条第一項第一号から第六号まで及び第十号に掲げる書類並びに第五条第四号及び第五号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項又は第三十四条第一項の協議をしようとする者は、別記様式第五号による申出書に、省令第七条第二項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる書類並びに第五条第四号及び第五号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

#### (工事の変更届出)

第八条 法第十六条第二項及び第三十五条第二項の規定による届出は、別記様式第六号による届出書を知事に提出して行うものとする。

#### (工事の変更協議)

第九条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の協議又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議をしようとする者は、別記様式第七号による申出書に、第七条第一項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の協議又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議をしようとする者は、別記様式第八号による申出書に、第七条第二項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して知事に提出しなければならない。

#### (工事の定期報告の様式)

第十条 省令第四十八条第一項及び第七十八条第一項の報告書の様式は、別記様式第九号によるものとする。

2 省令第四十八条第二項及び第七十八条第二項の報告書の様式は、別記様式第十号によるものとする。

#### (届出工事の変更届出)

第十一条 法第二十一条第一項若しくは第三項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、別記様式第十一号による届出書により知事に届け出なければならない。

#### (工事の中止・再開・廃止届出)

第十二条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者及び法第二十一条第一項若しくは第三項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、別記様式第十二号による届出書により知事に届け出なければならない。

#### (届出工事の完了届出)

第十三条 法第二十一条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに、別記様式第十三号による届出書により知事に届け出なければならない。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

#### (宅地造成等規制法施行細則の廃止)

2 宅地造成等規制法施行細則(昭和四十二年石川県規則第十一号)は、廃止する。

#### (石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正)

3 石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十六の二の項中「第二条の表四十七の二の項ヨ」を「第二条の表四十七の四の項ヨ」に改め、同項を同表二十六の四の項とし、同表二十六の項の次に次のように加える。

<p>二十六の二 特例条例第二 条の表四十七の二の項イ 々に規定する宅地造成及 び特定盛土等規制法(昭 和三十六年法律第百九十 一号)の施行に係る事務 のうち規則に基づく事務 であつて、別に規則で定 めるもの</p>	<p>イ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和六年石川県規則第三十四号。以下この項において「規則」という。)第六条の規定による工事の着手の届出の受理 ロ 規則第十一条の規定による届出工事の変更の届出の受理 ハ 規則第十二条の規定による工事の中止、再開又は廃止の届出の受理 ニ 規則第十三条の規定による届出工事の完了の届出の受理</p>
<p>二十六の三 特例条例第二 条の表四十七の三の項に 規定する宅地造成及び特 定盛土等規制法(以下こ の項において「法」とい う。)、宅地造成及び特定 盛土等規制法施行規則 (昭和三十七年建設省令 第三号。以下この項にお いて「省令」という。) 及び法の施行のための規 則の規定による申請書等 で別に規則で定めるもの</p>	<p>イ 法第十二条第一項の規定による工事の許可の申請に係る書類 ロ 法第十五条第一項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工事の協議に係る書類 ハ 法第十六条第一項の規定による工事の計画の変更の許可の申請に係る書類 ニ 法第十六条第二項の規定による工事の計画の変更の届出に係る書類 ホ 法第十七条第一項の規定による工事の完了検査の申請に係る書類 ヘ 法第十七条第四項の規定による工事の完了の確認の申請に係る書類 ト 法第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査の申請に係る書類 チ 法第十九条第一項の規定による工事の定期報告に係る書類 リ 法第二十一条第一項及び第三項の規定による工事の届出に係る書類 ス 法第二十一条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出に係る書類 ル 法第二十七条第一項の規定による工事の届出に係る書類 ヲ 法第二十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出に係る書類 ロ 法第三十条第一項の規定による工事の許可の申請に係る書類 カ 法第三十四条第一項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工事の協議に係る書類 ヨ 法第三十五条第一項の規定による工事の計画の変更の許可の申請に係る書類 タ 法第三十五条第二項の規定による工事の計画の変更の届出に係る書類 レ 法第三十六条第一項の規定による工事の完了検査の申請に係る書類 ソ 法第三十六条第四項の規定による工事の完了の確認の申請に係る書類 ツ 法第三十七条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査の申請に係る書類 ネ 法第三十八条第一項の規定による工事の定期報告に係る書類 ナ 法第四十条第一項及び第三項の規定による工事の届出に係る書類 ラ 法第四十条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出に係る書類 ム 省令第八十八条の規定による法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付の求めに係る書類 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(以下この項において「規則」という。)第六条の規定による工事の着手の届出に係る書類 キ 規則第十一条の規定による届出工事の変更の届出に係る書類 ノ 規則第十二条の規定による工事の中止、再開又は廃止の届出に係る書類 オ 規則第十三条の規定による届出工事の完了の届出に係る書類</p>

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定に関する規則の一部改正)

4 租税特別措置法に基づく優良宅地認定に関する規則(昭和四十九年石川県規則第千十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号備考2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別記様式第七号備考2中「宅地造成規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別記様式第1号(第3条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
生年月日           年       月       日
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の規定による測量及び調査、第6条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等並びに第24条第1項及び第43条第1項の規定による検査のため、他人の占有する土地に立ち入る職権を有するものであることを証明する。
年       月       日交付
年       月       日限り有効
石川県知事
印

(裏)

注 意 事 項
1 宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定による測量及び調査、第6条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等並びに第24条第1項及び第43条第1項の規定による検査のため、他人の占有する土地に立ち入るときは、この証明書を携帯しなければならない。
2 職権に基づき他人の土地に立ち入る際に、関係人の請求があったときは、この証明書を提示しなければならない。
3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)

宅地造成等に関する工事における土地権利者の使用同意書

年 月 日

使用者

様

土地権利者 住 所  
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

私が権利 ( 所有権 ・ 地上権 ・ 質権 ・ 賃借権 ・ 使用貸借による権利 ・ その他 ) を保有する土地を、  
あなたが次のとおり使用されることに同意します。

使用土地の範囲	
使用の内容	
使用期間	
その他	

備考

- 1 該当する権利全てに○印を付すこと。その他の場合は、「その他」欄に権利の種類を記入すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 3 号 (第 6 条関係)

宅地造成等に関する工事着手届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

許可 (協議同意) 年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
工事が施行される 土地の所在地	
着 手 年 月 日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日					
石川県知事 様		協議申出者 職名 氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項 第34条第1項 } の規定により、次のとおり協議を申し出ます。					
1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル		
	ロ	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル		
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ
					メートル
					延長
			メートル	メートル	
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ
					メートル
				延長	
		メートル	メートル		
ヘ	排水施設	番号	構造	内法寸法 <sup>のり</sup>	
				センチメートル	
				延長	
		メートル	メートル		

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工程の概要			
11 その他必要な事項				
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議同意番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

## 備考

- 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 7 8欄は、該当する盛土のタイプ全てに○印を付すこと。
- 8 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

## 備考

- 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 6 号 (第 8 条関係)

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第2項  
第35条第2項} の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次  
のとおり届け出ます。

1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 指令 第 号

2 土地の所在地及び地番

3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 7 号 (第 9 条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

	年 月 日				
石川県知事 様					
	協議申出者 職名 氏名				
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する同法第15条第1項 第35条第3項において準用する同法第34条第1項 } の規定により、次の とおり変更の協議を申し出ます。					
1 工事主の住所及び氏名					
2 設計者の住所及び氏名					
3 工事施行者の住所及び氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
ヘ 排水施設	番号	構造	内法寸法 <sup>のり</sup> センチメートル	延長 メートル	

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	協議同意番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議同意番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

備考

- ※印のある欄は、記入しないこと。
- 不要の文字は、抹消すること。
- 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 8 欄は、該当する盛土のタイプ全てに○印を付すこと。
- 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 8 号 (第 9 条関係)

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

石川県知事 様

協議申出者 職名  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第3項において準用する同法第15条第1項  
第35条第3項において準用する同法第34条第1項} の規定により、次の  
とおり変更の協議を申し出ます。

1	工事主の住所及び氏名	
2	設計者の住所及び氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地 における堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における 地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に 排除する措置	

リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	そ の 他 の 措 置		
ヲ	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
ワ	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
カ	工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
9	変 更 の 理 由		
10	協 議 同 意 番 号	第 号	
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

備考

- 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第9号(第10条関係)

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

石川県知事 様

報告者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第19条第1項} \\ \text{第38条第1項} \end{array} \right\}$  の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の状況等について次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

## 備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第10号 (第10条関係)

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

石川県知事 様

報告者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第19条第1項  
第38条第1項} の規定により、土石の堆積に関する工事の状況等について  
次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
9 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第11号 (第11条関係)

届出工事の変更届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項・第3項  
第40条第1項・第3項 } の規定により届け出た宅地造成等に関する工事の

変更について、次のとおり届け出ます。

最初に届け出た 年 月 日	年 月 日
工事をしている 土地の所在地及び地番	
【法第21条第1項 又は法第40条第1項】 ※工事をしている 土地の面積	
【法第21条第3項 又は法第40条第3項】 ※行おうとする工事 の種類及び内容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印の項目については、該当する条項について記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第12号 (第12条関係)

宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

中 止

宅地造成等に関する工事を次のとおり 再 開 したいので、届け出ます。

廃 止

許可年月日及び番号 ※	年 月 日 指令 第 号
届 出 年 月 日 ※	年 月 日
工 事 の 種 別	
理 由	
中 止 ・ 再 開 ・ 廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
工事進捗状況及び 防 災 措 置	

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印の項目については、該当する条項について記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第13号 (第13条関係)

届出工事の完了届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項・第3項  
第27条第1項  
第40条第1項・第3項 } の規定により届け出た宅地造成等に関する工事が

完了したので、次のとおり届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をした土地の 所在地及び地番	
3 工事施行者の 住所及び氏名	
4 そ の 他	

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 3欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

講習手数料の徴収に関する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十五号

講習手数料の徴収に関する規則

石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)第三条ただし書の規定により、同条例別表七の項31ル(1)、(2)及び(4)に規定する手数料(同項31ル(1)に規定するオンライン講習に係るものに限る。)は、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新の申請を受理する際に徴収する。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

告 示

石川県告示第436号

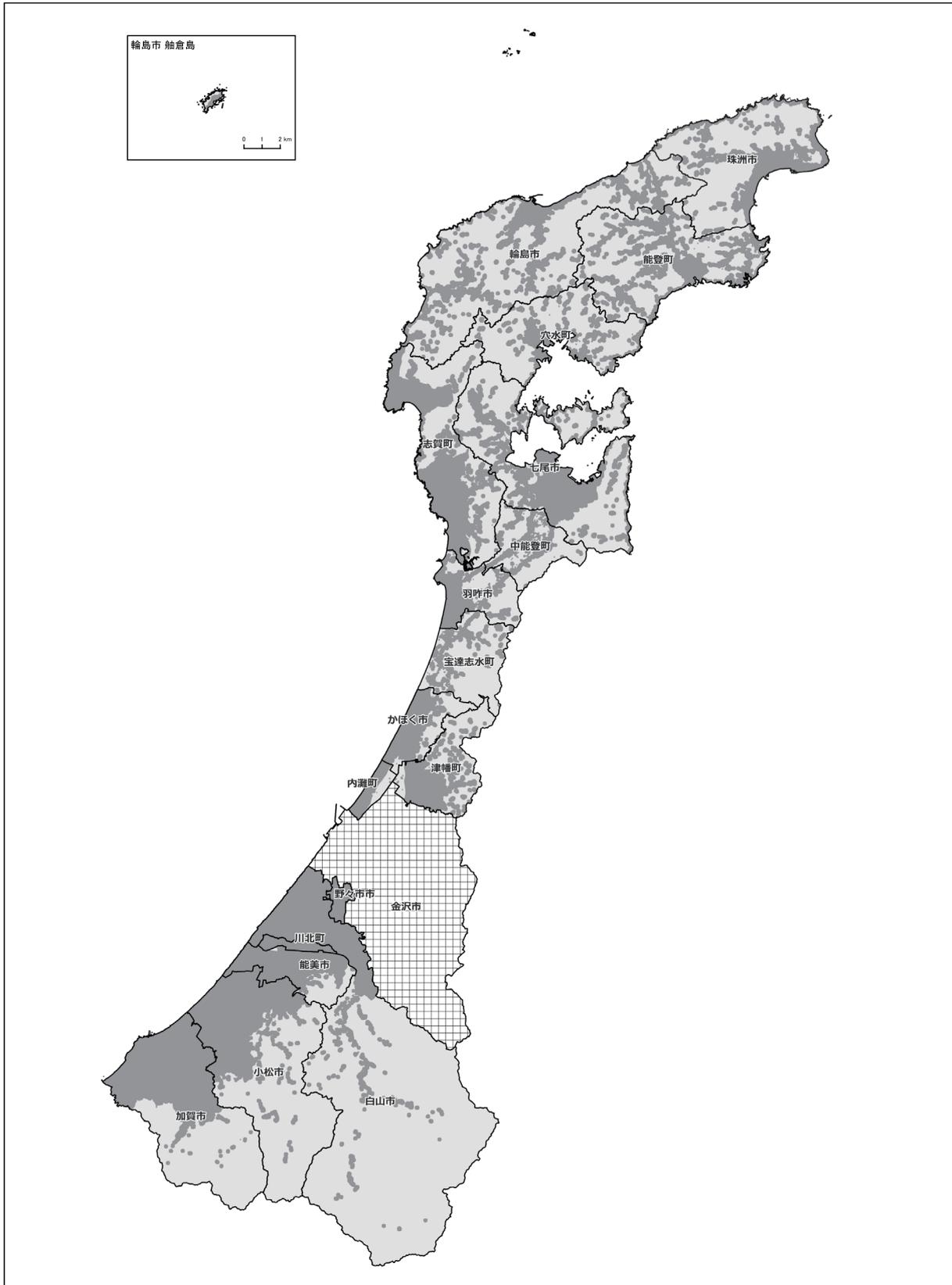
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 24 日

石川県知事 馳 浩

- 1 区域の表示  
別図のとおり
- 2 指定年月日  
令和 7 年 1 月 1 日

別図



石川県 宅地造成等工事規制区域  
 及び特定盛土等規制区域図  
 (中核市(金沢市)を除く)

凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 中核市(金沢市)
- 特定盛土等規制区域
- 行政界

0 5 10 15 20 km

1:500,000 (A3)

【令和6年12月】



**石川県告示第437号**

石川県土採取指導要綱(昭和49年石川県告示第235号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月24日

石川県知事 馳 浩

第14条第1項第2号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第80条第1項」を「第125条第1項」に改め、同号中へをホとし、トからワまでをへからヲまでとし、同号カ中「第17条第3項」を「第20条第3項」に、「第18条第3項」を「第21条第3項」に改め、同号中カをワとし、ヨをカとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による許可を受けた工事、同法第21条第1項若しくは第3項若しくは第27条第1項の規定による届出に係る工事、同法第30条第1項の規定による許可を受けた工事又は同法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出に係る工事に伴う土の採取  
第14条第1項第2号中タを削り、レをタとし、ソからネまでをレからツまでとし、同号ナ中「第17条第1項」を「第17条第1項ただし書」に改め、同号中ナをネとし、ラからノまでをナからウまでとし、オをキとし、クをノとする。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項第2号カの次に次のように加える改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

